

目次

令和6年度税制改正における消費税等の改正	2
(インボイス制度関連)	2
I 令和6年度税制改正の大綱について (インボイス関連) 国税庁 令和5年12月22日 (抄) 3	
II その他の改正 (インボイス制度関連)	4
1. 8割控除・5割控除.....	4
2. 高額特定資産の仕入れ等の範囲の見直し等.....	4
3. 免税事業者からの課税仕入れに係る税抜経理方式の特例.....	5
(1) 簡易課税又は2割特例を適用する場合【特例①】.....	5
(2) 8割控除・5割控除を適用する場合【特例②】.....	5
インボイスの保存に関するQ&A	6
1 後日インボイスを渡すと言われたら消費税を払う?.....	7
2 法人名と異なる屋号が記載されたインボイスはOK?.....	11
3 受け取ったインボイスは公表サイトで確認する?.....	13
4 税務調査においてインボイスの記載事項を一枚ずつチェックされるのか?..	14
5 偽インボイスを受け取って消費税を払ってしまったら?.....	15
6 取引の内容として、「野菜・果実」「飲食代」「お品代」といった記載はOK?..	16
7 掲示された登録番号の写真を撮って保存することができる?.....	18
8 馴染みの飲食店なのに簡易インボイスでいいの?.....	19
9 税理士会等のセミナー参加費は簡易インボイス?.....	21
10 受け取ったインボイスの記載事項の誤りを買手が修正してもいい?	22
11 今回のインボイスの間違いを翌月のインボイスで訂正できる?	23

1 2	売手が負担する振込手数料、買手は値引き処理？	24
1 3	端数值引きを記載した請求書はOK？	26
1 4	返信用封筒に貼り付けた郵便切手は特例の対象？	28
1 5	タクシーチケットは回収特例の対象？	29
1 6	出向社員も出張旅費特例の対象？	30
1 7	コーポレートカードを利用する場合の出張旅費特例の対象？	32
1 8	経費の立替金清算書には何を書く？	34
1 9	従業員が立て替えた経費のインボイス、宛名が従業員でもいい？	36
2 0	媒介者交付特例と立替清算はどう違う？	37
2 1	不動産管理会社の名称で交付されたインボイスはOK？	41
2 2	インボイス制度で軽油の委託販売はどうなった？	43
2 3	純額処理なら委託販売手数料のインボイスは不要？	48
2 4	ETC料金のインボイスは不要？	50
2 5	海外予約サイトで予約したホテル宿泊費のインボイスはどこで受け取る？	51
2 6	ECサイトでの購入は、利用するたびにインボイスをダウンロードする？	57
2 7	フリマアプリを利用して仕入れたら古物商特例の対象？	58
2 8	個人事業者が事業家事併用としていた車両を購入したら古物商特例の対象？	61
2 9	インボイス制度で出来高検収書による仕入税額控除はどうなった？	63
3 0	売手の売上計上時期と買手の仕入計上時期が違う場合はどうする？（令和5年10月1日を跨ぐ取引）	64

KACHIELセミナー

令和6年度税制改正を含めた最新版！
インボイス処理対応・保存の超実務

令和6年 3月25日

税理士 金井 恵美子

令和6年度税制改正における消費税等の改正 (インボイス制度関連)

I 令和6年度税制改正の大綱について（インボイス関連）国税庁 令和5年12月22日（抄）

○ 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定され、仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直しについて、以下のとおり、その方針が示されました。

四 消費課税

4 その他

(10) 一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満のものに限る。）については、帳簿への住所等の記載を不要とする。

（注）上記の改正の趣旨を踏まえ、令和5年10月1日以後に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

この閣議決定に基づき、「**自動販売機特例**（注1）が適用される取引」や「**回収特例**（注2）が適用される取引（**3万円未満の取引に限る。**）」における帳簿の記載事項については、3万円未満の公共交通機関利用時などの取扱いと同様に、**「住所又は所在地」の記載を不要とする**取扱いを整備していきます（国税庁告示を改正予定）。

なお、この整備前においても、運用上、「住所又は所在地」の記載を求めないこととします。

(注1) 自動販売機特例について

自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に税込価額が3万円未満の取引について、その買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます(消令49①一イ、消規26の6一)。

(注2) 回収特例について

入場券のような物品切手等で適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されているものが、引換給付の際に適格請求書発行事業者により回収される場合、当該物品切手等により役務の提供等を受ける買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます(消令491一ロ)。

II その他の改正(インボイス制度関連)

また、次のような改正も行われます。

1. 8割控除・5割控除

一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、この経過措置の適用を認めないこととする見直しが、予定されています。

この改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

2. 高額特定資産の仕入れ等の範囲の見直し等

高額特定資産の仕入れ等に、その課税期間中に仕入れた金又は白金の地金等の合計額が200万円以上である場合を含める見直しが行われます。

金又は白金の地金等の課税仕入れ等対価の額の合計額が200万円以上である課税期間に一般課税で申告した場合は、その翌課税期間から2割特例及び簡易課税は適用できません。

この改正は、令和6年4月1日以後に事業者が行う金地金等の仕入れ等について適用されます。

3. 免税事業者からの課税仕入れに係る税抜経理方式の特例

(1) 簡易課税又は2割特例を適用する場合【特例①】

簡易課税制度又は2割特例を適用している事業者について、インボイス発行事業者であるか否かを区分する事務負担を軽減する観点から、継続適用を条件として、インボイスの保存の有無にかかわらず全ての課税仕入れについて、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となるものは108分の8。以下同じ。）を乗じて算出した金額を仮払消費税等の額とする経理処理が認められることとされました（消費税経理通達1の2、令和5年12月経過的处理(2)）。

(2) 8割控除・5割控除を適用する場合【特例②】

8割控除・5割控除（平成28年改正法附則52、53）を適用する場合は、控除できない部分の金額を仮払消費税等の額として経理をすることになりますが、段階的にシステムの改修を行うことの事務負担に配慮する観点から、経過措置期間終了後の原則となる取扱いを先取りし、仮払消費税等の額はないものとして法人税の所得金額の計算を行うことも認められることとされました（令和3年2月経過的处理(3)）。

この取扱いは、簡易課税制度や2割特例制度を適用していない事業者についても適用できることとされています。

インボイスの保存に関するQ&A

1 後日インボイスを渡すと言われたら消費税を払う？

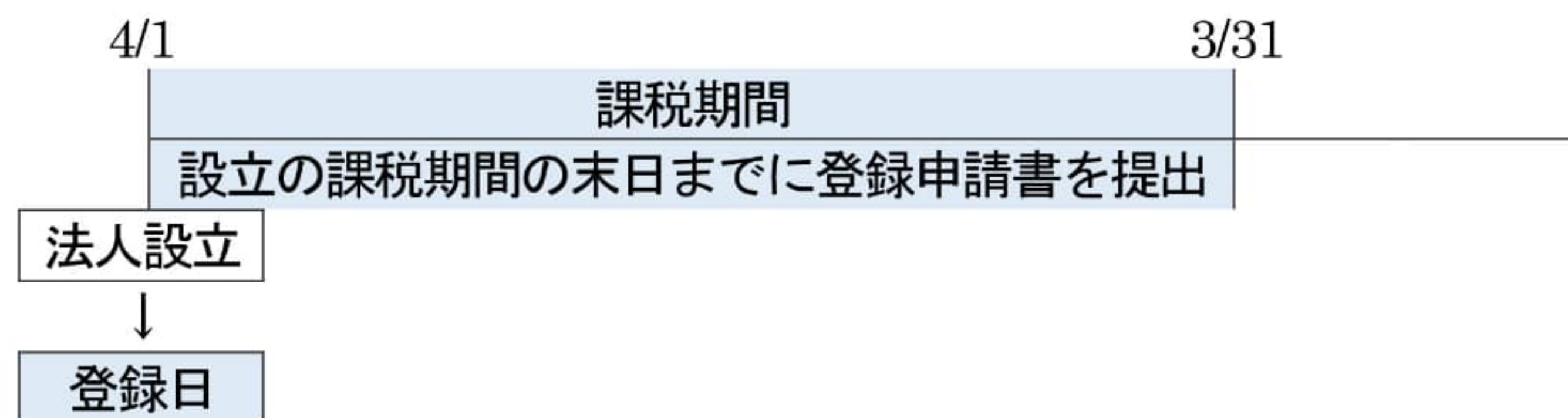
インボイス発行事業者の登録通知を受けるまでの間、インボイスの交付はどうすればいいですか。また、商品価格に消費税額等を上乗せした対価の額を設定することができますか。

Answer

1. 売手の対応

(1) 登録時期の特例と対価の額の設定

新たに設立された法人や新たに事業を開始した個人事業者が、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書とその課税期間の末日までに提出した場合には、実際に登録やその通知の日に関わらず、その課税期間の初日において登録を受けたものとみなされます（消令 70 の 4、消規 26 の 4）（登録拒否要件に該当して登録できない場合を除きます）。



したがって、商品販売等の対価の額は、インボイス発行事業者であることを前提に、消費税等を上乗せした金額とするべきでしょう。

(2) インボイスの交付

この場合、登録日（課税期間の初日）からインボイスを交付する義務は生じますが、通知を受けるまでの間、インボイスを交付することはできません。したがって、顧客に事情を説明して、後日インボイスを交付することになります（消基通1-7-3）。

① 継続して取引を行う場合

継続して取引を行う顧客には、次のような対応が考えられます。

- ・ インボイスの交付が遅れる旨を伝え、通知後にインボイスを交付する
- ・ 通知を受けるまでは暫定的な請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付しなおす
- ・ 通知を受けるまでは暫定的な請求書を交付し、通知後にその請求書との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する記載事項（登録番号等）を通知する

② 小売店等である場合

事後にインボイスを交付することが困難な小売店などは、ホームページや店頭の掲示により、お知らせする方法が考えられます。

【登録通知を受ける前の掲示】

弊社は、適法にインボイス発行事業者の登録申請を行っておりますが、未だ登録通知が届いていないため、登録番号は後日お知らせさせていただきます。



【登録通知を受けた後の掲示】

弊社の登録番号は「T1234…」となります。
令和〇年〇月〇日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方は、当ページを印刷してレシートと併せて保存するなどのご対応をお願いいたします。

また、買手側からの電話等に応じ、登録番号をお知らせし、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらうといった対応が可能です。

※ 個人事業者が登録通知書を紛失して自身の登録番号を確認する必要がある場合は、各国税局のインボイス登録センターに問合せてください。

2. 買手の対応

売手から上記のような説明を受けた場合は、それを信じて、消費税等を支払い、仕入税額控除をするべきでしょう。

国税庁は、売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えた場合であっても、「事前に売手がインボイス発行事業者の登録を受ける旨を確認できたときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません」（インボイスQ&A問37）と説明しています。

ただし、事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です。

保存できなかった場合でも、その課税期間の修正申告をする必要はありません。翌課税期間において、仕入税額控除を調整することとなります。

2 法人名と異なる屋号が記載されたインボイスはOK？

インボイス発行事業者の名称として、法人の正式な商号や個人事業者の氏名ではなく屋号をインボイスに記載することはできますか。

Answer

1. 屋号を記載したインボイスの発行

インボイス発行事業者の名称は公表サイトで公表されているですが、法人については屋号の公表がないことから、法人の屋号による発行は認められないのではないかとの疑問が生じます。しかし、法人がその屋号以外の屋号やブランド名で営業を行うことは許しくなく、屋号の記載のみを認めるというのは、発行者側の主観的ではありません。

また、個人事業者においても、プライベートの観点から屋号（ホームページ、店名等を含まず）を公表していない場合が、想定されます。

インボイス発行人側には、「電話番号を記載するなどし、インボイスを発行する事業者を特定することができれば、屋号や記載した名称などの記載でも差し支えありません」としています。これは、インボイスを受け取った者が、記載された電話番号により発行者の営業所や店舗に問い合わせでインボイス発行事業者であることを確認できる状況であれば、問題はないということです。もちろん、発行者に電話をして確認することを推奨するものではありません。確認できる状況であれば良いということです。

例えば、インボイス発行事業者である株式会社ABCが、発行するインボイスに次のような記載をすることが出来ます。

公表サイトの表示	インボイスへの記載
名 称：株式会社ABC 本店所在地：東京都中央区1-1	名 称：ショップTODAY 店舗所在地：東京都中央区1-1 店舗電話番号：03-0000-0000

¹ 法人の屋号（店舗名）の公表は、公表義務の対象外であり、個人事業者（個人）も「個人事業者の屋号」をインボイス発行者の名称として、公表して構いません（2020年9月20日）。

また、住所を授けらる事業者の氏名又は名称についても、正式名称のほか、その事業者であると認識することができる番号や
標榜を記載することがあります。

2. 番号の付与

インボイス発行事業者が番号を公表しない場合において、氏名又は名称の代わりに番号を記載したインボイスを使用すると
きは、その記載された登録番号を基にして検索しても、公表サイトの数がとインボイスの記載が一致しません。

この場合、国庫では、「公表サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている登録番号が取引時点において有効なも
ののみを確認するために利用されるものであるため、その登録番号の有効性が確認できれば、一時的には有効な適格請求書等とし
て取り扱うこととして差し支えありません」と定めています。

¹ 国庫が「インボイス発行事業者の公表に関する取組」の公表した内容、(国庫)2023年03月01日版、2頁。

3 受け取ったインボイスは公表サイトで確認する？

受け取ったインボイスについて、記載された登録番号が正しいかどうか、公表サイトで確認しなければなりません。

Answer

以下の通りとして、受け取ったインボイスに記載された登録番号が正しいかどうか、公表サイトで確認する作業が必須になります。

公表サイトは、この確認で活用するものが重要です。同時に正しい登録情報について必要なコスト管理をするためには、「受け取ったインボイスに記載された登録番号」が正しいかどうかだけでなく、登録内容の観点から、その他人見が「インボイス発行事業者であること」を確認しておかなければなりません。登録内容を支払う際に行う際に、請求書や領収書に記載された登録番号が正しいものでなかったことに気が付いても遅く、トラブルを避けるためには、取引内容の合意をする際に、他人見がインボイス発行事業者であることを確認しておかなければなりません。

公表サイトの活用	
登録の他人見	登録内容を行う前に登録内容を確認する
確認する他人見	登録状況を継続的に管理する

また、確認する他人見についても、登録内容や取引内容、他人見の選定について、登録内容の更新をリアルタイムで反映させることができるように、登録状況を継続的に管理する体制を整える必要があります。この場合も、公表サイトは、「受け取ったインボイスに記載された登録番号」が正しいかどうかだけでなく、その他人見が「インボイス発行事業者であること」を確認するために活用することになります。

このような登録状況の管理を人的手によって行うことは困難があります。会計ソフト等に連携する機能として、公表サイトのAPI機能(又は公表情報データベース)機能を利用して、各業に入力された取引先について、自動で定期的に登録の確認を行うシステム等が構築されています。

4 税務調査においてインボイスの記載事項を一枚ずつチェックされるのか？

インボイス制度が開始すると、税務調査においてインボイスの記載事項を一枚ずつチェックされるのですか。

Answer

次のような状況が想定されますが、令和5年4月1日からの開始に向けての議論や説明の段階で現在のインボイスユーザー等への通知も進められていくと見られます。

○税務第一課税務大員

国税当局が行います税務調査につきましては、大口で悪質な不正計量が想定されるなど調査必要性の高い申告者を対象としているところであります。これまでも、調査等の実施過程においてなどの税務上の記載事項の不足を確認するための税務調査は実施していない、そのように承知しております。

インボイス制度導入後も、こうした方針に特に変更はないと聞いております。

○税務調査課長（立憲民主党）

ということであれば、制度が定着するようになるところも含めて、そういう税務上のことについて中小事業者もある意味でやっかめるような、そういうことは、国税庁としてもそこは十分に勘案して、そういう方針に権力調整をかけるないということも是非お祈りいただきたいと思います。これは国税庁に聞きます。

○経産省の参事（国税庁次長）

お答え申し上げます。

国税庁といたしましては、インボイス制度について、制度の定着を図るため、調査の過程でインボイスの記載不備を把握したとしても、インボイスだけでなく他の書類等を確認するなど柔軟に対応していくということを考えてございます。

インボイスに必要な記載事項を税務上の調査が不備な書類の書類により確認できれば、それらをあわせて適正なインボイスとなります。既に調査等の過程で、調査官が、税務が保有しているインボイスについて記載事項の不備等を把握した場合であっても、他の書類等を確認するといった対応を行うこととなり、適正に法人税額控除が認められるものではないと見られます。

¹ 国税庁の「税務調査の概要」を参照してください。国税庁「税務調査の概要」

² 国税庁の「税務調査の概要」を参照してください。国税庁「税務調査の概要」

5 偽インボイスを受け取って消費税を払ってしまったら？

売手が故意に適正なインボイスを交付しない場合であっても、インボイスの保存がないことを理由に、その課税仕入れについて仕入税額控除が否認されるのでしょうか。

Answer

売手が、インボイス発行事業者が登録をしていないにも関わらず、登録番号のような偽数字が記載されているインボイス又は類似インボイスであると認識されるおそれのある票状をした書類（通称請求書類似書類等）を交付することや、インボイス発行事業者が偽りの記載をしたインボイス又は類似インボイスを交付することは禁止されており、罰則（以下「懲役又は罰金」以下「罰則」）の適用対象となります。

同様に、請求書類似書類等の交付を受けた場合についても、売手ように罰則が適用されています。

そうした書類や電磁的記録を受領した事業者において、買手その他やむを得ない事情により、請求書等の保存をすることができなかったことを認めた場合には、帳簿や請求書等の保存がなくとも他人税額控除の適用を受けることが可能です。

また、買手税額控除の要件（2022年5月6日）は、同様に適用として、売手ように罰則が適用されています。

買手が仕入票上帳簿と認められる注意を払っていないにもかかわらず、例えば、売手の故意によって不適切なインボイスの交付を受け、買手が他人税額控除に必要な正しいインボイスを保存できていなかったときなど、その保存がないことにつき「買手の責めに帰さない事情」にあると認められる場合には、売手の事実関係を踏まえて、消費税法第30条（第3項ただし書き）に規定する「買手その他やむを得ない事情」が適用される場合もあると考えています。

いずれにしても、インボイス制度実施後においては、インボイス発行事業者から交付されたインボイスの保存がない場合、買手の課税仕入れについては、原則として他人税額控除ができませんが、売手の事実関係に基づいて、売手等に照らして適切に取手取ってまいりたいと考えております。

1 罰則が適用される場合について罰則 10%。

6 取引の内容として、「野菜・果実」「飲食代」「お品代」といった記載はOK?

取引の内容について、「野菜・果実」と記載されています。「きゅうり2本、リンゴ3個」いった記載にしてもらわなければいけませんか。「飲食代」や「お品代」といった記載はどうか。

Answer

1. インボイスの記載事項

従来では、インボイスの記載事項について、「取引記録の記載事項の方式における請求書の記載事項に、【領収番号】【領収番号】【領収番号】のまっせ記載したもの」と記載してあります。

また、「請求書の記載事項を行う事業者の氏名又は名称」は「インボイス発行事業者の氏名又は名称」となり、対象の領収書の氏名又は名称はインボイス発行事業者の名称で表示することができるようになりました。

取引の内容の記載方法は、インボイスの記載が開始した後も変更はありません。したがって、従来定められている記載の欄の方式によればよく、その記載方法について問題意識は不要です。

【 記 載 事 項 】

取引記録の記載事項	請求書の記載事項 (インボイス)
① 請求書の記載事項を行う事業者の氏名又は名称	【変更】 インボイス発行事業者の氏名又は名称 【追加】 領収番号
② 請求書の記載事項を行った年月日 (両方の請求書等についてはその期間)	
③ 請求書の記載事項に係る商品又は役務の内容 (両方の請求書等の対象についてはその旨)	
④ 対象の領収書の金額 (商品及び役務ごとに区分して表示)	【変更】 領収金額の表示も可能 【追加】 領収税率 【追加】 消費税額
⑤ 領収書の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

2. 「贈与・遺贈」

動産（贈与受贈物の譲渡等に係る動産又は債権）の内訳は、具体的に動産名等を記載するのが原則ですが、「贈与・遺贈」という商品の種類ごとの記載でも構いません。相続財産目録（贈与事項欄）同様に、次の記載があります。

「中身の不明な袋等が封入しているものは、多数の商品を封入できないものがありますが、このような場合は、個別の商品名等を記載することが事実上不可能です。このような場合には、その封入が施されている商品の一般的名称（例えば、入浴剤であれば【贈与】、機内誌であれば【内】、紙は一通して【食品】や【飲食料品】との記載）の記載であっても、封入された袋等が、①贈与受贈物の譲渡等に係るものであること、②贈与対象品として以外のものであることが、交付を受けた事象等によりて判断できる程度のものであれば、次の記載請求書等様式における請求書等の記載事項である【贈与の内訳】を満たすものとして取り扱われます。」

3. 「飲食料」

「飲食料」という記載は、飲食店において、「飲食サービス」の提供を受けた」ということがわかるものですから、従来認められていた記載であり、インボイス制度においても認められます。

4. 「商品名」

「商品名として」という記載の付帯では、動産名を必ずして「商品」と明記することができ、動産した商品が何であるのか全く分からない。したがって、従来認められていた記載であり、インボイス制度においても認められません。

「商品」と明記あるかを必ずチェック等をおこなって確認する必要があります。

7 掲示された登録番号の写真を撮って保存することができる？

コインパーキングのレシートに登録番号の記載がなく、精算機に登録番号が表示してあります。このレシートの保存でインボイス保存の要件を満たすでしょうか。

Answer

コインパーキングにおいて、精算機がシステムエラー等で正常に動作しない場合に、このような領収書を見ることがあります。

インボイスの要件について

この領収書が発行する領収書は、インボイス制度に準拠していません。

インボイスが記載された領収書は、ご不便をおかけしますが、下記の登録番号を撮影していただき、領収書とあわせて撮影していただくようお願いいたします。

インボイス発行事業者の名前 : 株式会社コインパーキング (OO) 〇〇〇〇〇〇〇〇

インボイス発行事業者の登録番号 : 1234567890123

このような場合は、領収書以外の事項が記載されたその領収書とこの領収書を撮影した写真をあわせて保存することで、インボイス制度の要件を満たすことができます。

8 馴染みの飲食店なのに簡易インボイスでいいの？

馴染みの飲食店で氏名を伝えて予約をしたにもかかわらず、簡易インボイスが交付されましたが問題ありませんか。

Answer

1. 簡易インボイスを交付することができる事業

簡易インボイスは、「消費税率5%」又は「適用税率」のサービス以外の消費税を課税することであり、「課税の交付を受ける事業者が税別又は免税」の記載が必要です（国税庁のWebサイト）。

簡易インボイスを交付することができる事業は、次の事業です。

簡易インボイスの交付ができる事業	
小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業 ……	不特定多数の客に対するものに限りません
製菓業及び上記に準ずる事業 ……	不特定多数の客に対する課税の課税等を行う事業に限る

小売業、飲食店業、写真業、旅行業及びタクシー業については、「不特定多数の客に対するもの」という限定はありません。飲食店業は、個室の客であるか一室の客であるか、また、予約の有無などにかかわらず、簡易インボイスを交付することができます。小売業についても、小売業として行う課税課税の課税等、その形態を問わず、簡易インボイスを交付することができます。

他方、製菓業と上記に準ずる事業は、不特定多数の客に対するものが対象です。

2. 不特定多数の者に意見を述べようとする事案

（意見の表明及び上記に準ずる事案）に相当する「不特定多数の者に意見を述べようとする事案」という趣旨に当てはめて考えよう。

「不特定多数の者に意見を述べようとする事案」であるかどうかは、個々の事案の性質により判断しますが、例えば、意見を述べようとする者が意見を述べようとする者に相手方の氏名又は住所等を漏らす、住所等をあらかじめ隠して相手方を問わねばならぬ意見を述べようとするのが通常である事案などは、これに該当します。相手方の氏名等を漏らすものであったとしても、相手方を問わねばならぬ一般に対象に意見を述べようとする、モデル・問題等の漏らすことでも漏らすことでも、モデル・問題などにもこれに該当します。

他方、意見の表明の趣旨が、消費者を含めた多数の者に対して行う趣旨であったとしても、その相手方を一般に特定したりして特定の個人、その特定の個人が所属する組織に対して個々に意見を述べようとするもの（電話・ポスター・街頭での呼びかけ、電話勧誘など）は、一般にこれに該当しない。個別に特定の個人に対して行う事案とは異なります。

9 税理士会等のセミナー参加費は簡易インボイス？

税理士会等のセミナー参加費に係るインボイスとして、「●●会会員様」という宛名が印刷された領収書が交付されました。簡易インボイスとして保存することができますか。

Answer

簡易インボイスを発行することができる事業者は、税関が主であり、

この質問が主として「●●会」では、その事業者が税関が主として認められ、一定の事業者に対して発行を行うものではないとありますが、相手方を一定に限定したうえで発行されるものではなく、また、事業者も多岐に上るものであることから、簡易インボイスの発行を行う事業者と認めることはできません。

このように、税関主に「税関が主として発行する事業者の氏名又は名称」が記載は不要となりますので、あらかじめ「●●会会員様」との宛名を印刷した領収書を簡易インボイスとして発行することも認められます。

また、宛に宛名として自同名を記載した場合であっても、簡易インボイスであることには記載がなくても、事業者の氏名は必ず印刷されるべきであることが認められることとなります。

10 受け取ったインボイスの記載事項の誤りを買手が修正してもいい？

受け取ったインボイスの記載事項に誤りがあった場合や、記載事項が欠けている場合は、どうすればいいのですか。

Answer

1. 修正インボイスの交付

インボイス、簡易インボイス又は簡易インボイスを受け取ったインボイス発行事業者は、これらの書類に記載事項に誤りがあった場合には、これらの書類の交付先に対して、修正したインボイス、簡易インボイス又は簡易インボイスを受け取らなければなりません。この場合、交付先は、たとえば、次の方法が考えられます。

- ・誤りがあった事項を修正し、改めて記載事項の全てを記載したものを交付する方法
- ・当初に交付したものと同等性を明らかにし、修正した事項を明瞭にしたものを交付する方法

2. 買手による修正と確認

買手がインボイスの記載事項について誤りに気づいた場合に、自ら確認や修正を行っただけでは、他人確認等の要件を満たすことはできません。ただし、買手は、買手が交付するインボイスに対して、自らが作成した他人確認等で、インボイスの記載事項が記載されており、買手であるインボイス発行事業者の確認を受けたものを保存することもできます（関係書類に、

したがって、修正したインボイスに買手が自ら修正を加え、その修正した事項について買手に確認を受けることで、その書類はインボイスであるのと同時に修正した事項を明瞭にした他人確認等にも該当することから、その書類を保存することで、インボイス発行事業者の要件を満たすこととなります。この場合、買手は、保存するインボイスの写しを修正すべからず、改めて修正したインボイスを交付する必要があるが、当初交付したインボイス及び修正後のインボイスの写しを保存しなければなりません。

【インボイスの記載事項に誤りがあった場合】

交付したインボイス発行事業者（売手）	交付を受けた事業者（買手）
修正して再交付する義務がある (買手による修正を確認した場合は写しを修正する)	再交付を受けて保存する必要がある (自ら修正した場合は売手の確認を受ける)

1.1 今回のインボイスの間違いを翌月のインボイスで訂正できる？

前月の請求書（インボイス）において過少であった請求金額を当月の請求書に記載することはできますか。

Answer

過少請求書について、継続的に、その翌月の請求書（インボイス）において、過少であった金額を訂正の欄に記載し、その訂正した金額に基づき訂正した請求額等を記載する形で調整している場合は、その調整により、修正したインボイスの金額が正しいものとすることが可能です。

1.2 売手が負担する振込手数料、買手は値引き処理？

代金の支払いについて、振込手数料を売手負担とした場合、買手は値引き処理をしなければなりませんか。

Answer

1. 振込手数料の負担

振込手数料について、契約書等で負担者を明記している場合には、その定めに従うこととなります。その趣旨がなければ、振込又は送金の際に限り、支払う者が負担するべきものとされます。

すなわち、振込手数料は、振込の趣旨の趣旨を「振込者の負担の負担」と定めていいます。また、同趣旨は、「振込は振込者の負担の負担」に記述してなければならぬ。同趣旨は、「振込の費用」は振込者の負担（同趣旨）としていいます。

このような趣旨であっても、振込の趣旨に反し、振込手数料を売手が負担する旨の定めがある場合には、買手は、振込の手数を負担した利益の増進を認めて、費用の負担者として処理する旨の趣旨を認めるべきと考えられます。しかし、趣旨では、そのような趣旨を認めて、「振込手数料は売手が負担する旨の定め」と記載しているケースも増えてきているようです。

2. 下取金の扱い

下取金の取組形態は、「下取金取組の趣旨に反し、下取金の負担を減らすこと」を認めていいます。

この下取金の負担を「減らすこと」の趣旨として「下取金を下取金取組の趣旨に反し、振込又は送金の手数を下取金取組の負担とする」と記載している場合には、下取金の負担から振込の際に支払う実費を減した額を支払うこと」が求められます。

したがって、趣旨に趣旨で記載がない場合に振込手数料を下取金の負担から減らすことは、下取金の負担に該当しません。また、趣旨に振込手数料を下取金取組の負担とする旨の趣旨で記載がある場合であっても、買手が負担した実費の趣旨を減した額をその手数料として支払うことで下取金を支払うと、下取金の負担に該当することとなります。

ここでいう「実費」とは、振込手数料として銀行等に支払っている趣旨のことであって、例えば、買手が従来の銀行口座での振込に代えてインターネットバンキング等を利用することによって、実際に負担する振込手数料が少なくなっているにもかかわらず、下取金から従来の銀行口座での振込手数料相当額を支払うことは、下取金の負担として問題となります。

自動車等車庫 庫内に貯留された燃料では、下流代金を徴収しない場合に、実際に自動車等に支払う燃料手数料を輸入する際、下流代金から差し引かれていたことが下流代金の徴収に当たるとされました。

しかし、税務署としては、下流金の適用対象となる燃料であっても、燃料手数料あるいは燃料手数料らしき金額が差し引かれて支払われた場合、従って、費用対は燃料費を計上して燃料価格の金額と実際に支払われた金額との差額の両方のみを行っている例が多いと考えられます。

3. 燃料の処理

企業が負担する燃料手数料を対価の返還等と認識する場合は、その金額が 3 万円未満であることから、消費税インボイスの交付は不要です。帳簿にその旨を記載して、返還等対象となる税額控除の適用を受けることができます。税額控除中の適用対象となる対価の返還等には、税額控除が適用されます。

支払手数料など課税仕入が対象とした場合、仕入税額控除を行うためには、帳簿に対してインボイスの交付を求めなければなりません。ただし、インボイス制度開始から半年間は、中小事業者について、3 万円未満の課税仕入についてインボイスの提出を不要とする経過措置（少額特例）があります。

また、会計上は費用としていても、消費税法上は、対価の返還等として取り扱うことができます。帳簿において支払手数料等に計上されているが、消費税法上の趣旨に照らす帳簿等により対価の返還等として取り扱うことが明らかであれば認められます。

4. 燃料の処理

上記の場合、企業が対価の返還等としてしている場合は、差し引いた燃料手数料の範囲について、インボイスの交付は求められません。商品仕入について仕入税額控除（商品が課税物品である場合は税額控除）を認識し、燃料手数料に係る課税仕入を計上するというのが一般的であるようですが、そのような帳簿の処理は適切であるのが実情的でしょう。

燃料手数料を定めて徴収した金額が課税金の金額と一致している場合には、課税金の支払処理で良いと考えられます。

* 当該燃料の課税品（少額特例の適用除外品）がインボイスの交付を義務付けている。

表 2.3.3

表 2.3.3

表 2.3.3

表 2.3.3

品目	品名	数量
001	品名	1,000 個
002	品名	500 個
	品名	200 個
合計	品名	1,700 個
	品名	500 個
	合計	2,200 個
	合計	2,200 個
	合計	2,200 個

表 2.3.3

- ① インボイス発行事務費の発生又は免除
 - ② 領収番号
 - ③ 対象の品名等を行う年月日
 - ④ その他と異なる課税品目の品名等を行った年月日
 - ⑤ 対象の品名等のうちと異なる課税品目の品名等に係る数量又は品目内の数量等(数量等)の発生又はその期
 - ⑥ 対象の品名等の金額 (税抜き又は税込みで発生した金額)
 - ⑦ 対象の品名等の金額に係る消費税額又は消費税額
- ※ 単一税率の場合は、領収番号について、⑤の「対象の品名等の金額」を記載するは定めます。

1.4 返信用封筒に貼り付けた郵便切手は特例の対象？

返信用封筒により返送を受けるために使用した郵便切手は、郵便切手特例の対象となりますか。

Answer

郵便切手貼付のみを前提とする郵便物（ポスト等）の送附による郵便サービスでは、インボイスの交付義務が免除されており、買手において、郵便物のみで送附して仕入税額控除が可能です。

自らが購入し、返信用封筒に貼付された郵便切手により返送を受ける場合は、郵便切手特例の対象となります。

また、物品購入について、税額による税額控除が適用について使用する場合は、郵便切手特例の対象ではありません。その物品が購入の時に、その物品が購入に係るインボイスを保存して仕入税額控除の適用を受けることとなります。

15 タクシーチケットは回収特例の対象？

クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットは、クレジットカード利用明細書が送付されます。取引先に進呈したタクシーチケットについては、乗車の際の領収書（簡易インボイス）を入手することができませんが、クレジットカード利用明細書の保存により、インボイスの保存があるものと認められますか。

Answer

1. インボイス発行事業者であるタクシーを利用した場合

クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットを利用した場合、原則として、その発行に当たってタクシー事業者から受領した簡易インボイスの発行が法人税額控除の特例となります。

ただし、クレジットカード利用明細書及び以下の資料に記載された内容に基づき、利用されたタクシー事業者がインボイス発行事業者であることが確認できる場合には、回収特例を適用し、領収書の発行により法人税額控除の特例を受けることができます。

- ・ 利用されたタクシー事業者のホームページ
- ・ クレジットカード会社のホームページ等に掲載されている利用可能タクシー一覧

2. インボイス発行事業者の登録をしていないタクシーを利用した場合

インボイス発行事業者の登録をしていないタクシー事業者の利用である場合には、そのタクシー利用時に受領した乗車券や、別途発行されたタクシー事業者から発行を受けた領収書など、当該事業者の登録事項を満たした乗車券及び一定の事項を記載した乗車券の発行により、本特例の特例による額控除の特例を受けることができます。

16 出向社員も出張旅費特例の対象？

派遣元企業又は出向元企業を通じて派遣社員や出向社員に支払われる出張旅費は、派遣元企業や出向元企業から請求書等の交付を受けて保存する必要はありますか。

Answer

1. 出張旅費等の範囲

従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、食料等のうち、その旅行に通常必要であると認められる範囲については、課税仕入れに該当する出張旅費に該当し、所轄税務課税となる範囲内で、帳簿からの保存で仕入税額控除が認められます（所収 第②～④、課税 第①～④、課税 第①～④、課税 第①～④）。

出張旅費等に該当する範囲内で通常の業務に必要と認められず、また、課税範囲によるものか、実費範囲によるものかにかかわらず、通常必要であると認められる範囲は通常の業務となります。

ただし、その実費範囲が、通常の一般出張旅費を支払っているものと同等と認められる場合には、通常必要と認められる範囲が通常にかかわらず、他の課税仕入れと同様に、インボイスの保存が必要で、

税務上の基本通達等

通達 第 1 課 第 4 号の規定により課税対象とされる商品は、同等に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、報酬料等の支出に充てるものとして支給される商品のうち、その旅行の目的、目的地、行先若しくは業務の範囲、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の商品というのであるが、当該範囲内の商品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同地域の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

2. 派遣元企業等に支払うもの

派遣料金等が法的に派遣元企業や中間派遣（以下「派遣元企業」といいます。）へ支払われるものではなく、派遣元企業や中間派遣（以下「派遣元企業」といいます。）に支払われる場合、派遣元企業や中間派遣（以下「派遣元企業」といいます。）においては、人材派遣等の提供の態勢に係る情報として、他人に開示されたら派遣元企業等から提供したイメージ等の保存が義務となります。

3. 派遣元企業等を通じて派遣元企業等に支払うもの

派遣元企業等がその他の派遣料金を預かり、そのまま派遣元企業等に支払われることが派遣元企業や中間派遣等において明らかになっている場合には、派遣元企業等において、派遣料金を過徴し、帳簿等から保存で他人に開示を行うことができます。

派遣元企業等においては、その他の派遣料金を預かる金額の把握を行っているものであり、適切な入札には該当しません。

① ② これらの派遣料金は、帳簿等によるものではなく、実態把握されるものも含まれます。

③ 帳簿の備けのために支払う他の派遣料金については、原則として適切な入札には該当しません。

17 コーポレートカードを利用する場合の出張旅費特例の対象？

コーポレートカードを利用する場合には、出張旅費特例は適用できないのですか。

Answer

1. 出張旅費特例の特例

従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、食料等のうち、その額が月に適用定額であると認められる部分の金額については、課税仕入税に課税された経費の額に該当し、所得税の控除税となる範囲内（出張旅費等）で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。（消費税法17条、所得税法44条、高経基1-6-1条）

また、従業員等に支給する通勤手当のうち、通勤に適用定額と認められる部分の金額についても、課税仕入税に課税された経費の額として取り扱われ、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（消費税法17条、所得税法44条、高経基1-6-1条）。

2. コーポレートカードを利用する場合

コーポレートカードによる出張旅費の支給については、従業員の出張旅費の範囲、不足額は、業務の遂行に必要と認められます。

インボイス制度において、出張旅費特例の対象となる出張旅費は、「会社が従業員等に支給する」もの、すなわち「支給に充てるもの」として支給される場合であることを前提としています（所得税法44条）。従業員がコーポレートカードを利用し、その費用を会社の口座で一括決済を行う場合には、原則として経費を支払っているものと認められることから、出張旅費特例の対象にはなりません。他の課税仕入税と同様に、インボイスの保存が必須です。

この場合、クレジットカード会社が提供するクレジットカード利用明細書は、そのカード利用者である従業員に対して課税仕入税の課税等を行った他の事業者が作成及び交付する書類ではなく、課税仕入税の課税等の内容で適用税率など、インボイスの記載事項も満たさず、インボイスではありません。

したがって、原則として、会社は出張旅費特例で経費の特例がなければ、従前から受け取られるインボイスの保存が必須となります。例外として、インボイスの保存を要しないとする取扱いの経費は、確認していません。

従業員が口座で支給の経費をして同額を会社から入金する形である場合には、出張旅費特例の対象となります。

【コーポレートカードによる出張費等の支払い】

<p>会社の口座で一括決済する場合</p>	<p>出張費特例の適用なし 公共交通機関特例等の適用がない場合は、インボイスの発行が必要</p>
<p>個人口座で決済する場合</p>	<p>適用必要であると認められる出張費、宿泊費、日当等—出張費特例の対象 出張費以外の経費の立替え—インボイスの発行が必要</p>

1.8 経費の立替金清算書には何を書く？

経費の立替払があった場合、インボイスの保存はどうすればいいのですか。

Answer

1. インボイス及び立替金清算書の保存

A社が行う課税仕入れの経費をB社が立て替えて支払う場合、仕入先が、B社に対して、B社宛でのインボイスを受け取る場合があると考えられます。この場合、A社は、B社宛でのインボイスを受領しても、インボイス届出の要件を満たすことはできません。立替払いを行ったB社から、インボイスとともに、その課税仕入れがA社に帰属することを明らかにする立替金清算書の交付を受けて保存することにより、インボイスの届出の要件を満たすこととなります（消費税法47条第1項）。

この場合、立替払いを行うB社がインボイス発行事業者である必要はありません。



- ① 立替払いに係る内容が、公共調達契約等での事務的立替りなど、帳簿からの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当する場合は、A社は、所定の事項を記載した帳簿を保存することにより仕入税額控除を行うことができます。インボイス及び立替金清算書の保存は不要です（消費税法47条）。
- ② 立替払いについて受け取ったインボイスが普通インボイスである場合には、立替金清算書の保存は不要です。

2. 債権者の債権を一括して立て替える場合

債権者がA社を目的とした債権者分の債権を一括して立て替える場合には、原則は、立替金帳簿とインボイスのコードをA社に交付することになります。

ただし、コードが大量となるなどインボイスのコードを交付することが困難な場合において、債権者がインボイスを保存しているときは、A社は債権者が作成した立替金帳簿の保存をもって、他人取組申請を行うことができます。

この場合、原則は、A社が他人取組申請の適用を受けるに当たって必要な事項を立替金帳簿や他の書類に記載して送付し、A社は、原則に他人取組申請を記載しなくても構いません。

立替金帳簿は、例示のようになります。

立替金帳簿	
株式会社●▼社	令和○年○月○日
債権者名 (商品番号4142100) 5名	
総額 100円 (消費税額 500円・税率 10%)	
支払先：○○株式会社	
本立替金帳簿の保存をもって他人取組申請の適用を受けることが可能です。	
	●●株式会社

この立替金帳簿の保存をもって他人取組申請の適用が可能なこと（+債権者がインボイスを保存している）を申し付けている。

19 従業員が立て替えた経費のインボイス、宛名が従業員でもいい？

従業員が立て替えた経費についても、従業員宛名である場合は立替金精算書が必要ですか。

Answer

インボイスの交付を受ける事業者が従業員宛に経費として経費の発生又は発生が認識されている場合には、たとえそれが従業員宛の宛名であっても、そのインボイスを譲渡して、他人税額控除の要件を満たすことはできません。

しかし、その従業員が実際に消費していることが明らかとなる従業員名簿等をあわせて譲渡することにより、インボイス譲渡の要件を満たすことができます。

従業員名簿等がなく、立替金を行う者である従業員を特定できない場合には、宛先に従業員名が記載されたインボイスと、その従業員が作成した立替金明細書の保存が必要となります。

20 媒介者交付特例と立替清算はどう違う？

媒介者交付特例が適用されるのか、立替金清算書を保存するのか、判断に迷うことがあります。両者の違いを整理してください。

Answer

1. 代理交付と媒介者交付特例

債権譲渡では、債権譲渡が、債権譲渡の氏名又は名称及び住所番号を記載した債権譲渡人のインボイスを、債権に代理交付することが出来ます。



インボイス発行事業者が、媒介者等を利用して譲渡譲受の譲渡等を行う場合において、その媒介者等がインボイス発行事業者であるときは、その媒介者等は、債権譲渡の譲渡譲受の譲渡等について、媒介者等の氏名又は名称及び住所番号を記載したインボイスを、債権に交付することが出来ます (媒介者等の注記)。



2. インボイスの交付と備考

納税交付又は課税交付の特典がなくても、買取者は、インボイス発行事業者の登録を受けていなければならない。自己に所属する課税事業者の課税等について交付したインボイスの写しを保存する義務があります（税法第146条の2第1項）。

ただし、インボイスの写しを持っているのは買取者です。したがって、買取者本人が買取者から、次の事項が必要となります（税法第146条の2第1項、同項第2項、同項第3項第1号、インボイスQ&A第46頁）。

買取者Aの対応	買取者Bの対応
<p>① 自己が登録を受けている旨を取引先に買取者Bに通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 取引の取引の程度通知する、事前に登録番号を課税等により通知する、基本的な等に登録番号を記載するなど。 <p>② 自己がインボイス発行事業者でなくなった場合には、その旨を速やかに買取者Bに通知する。</p> <p>③ 買取者Bから交付されたインボイスの写しを保存する。</p>	<p>① 交付したインボイスの写し又は提供した電子データを速やかに買取者Aに交付又は提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 例えば、そのインボイスに複数の買取者に係る記載がある場合や、複数の購入者に対して同インボイスを交付するためのコードが大量になる場合など、インボイスの写しをそのまま交付することが困難であるときは、インボイスの交付に代えて、その買取者に係るインボイスの記載事項を記載した帳簿等を交付することができると。 <p>② 納税交付の特典については、交付したインボイスの写し又は提供した電子データを保存する義務がある。帳簿等を交付した場合は、その帳簿等の写しを保存する。</p>

3. 媒介者交付特例と立替清算の違い

媒介者交付特例は、売手が、自らが行うべきインボイス交付の業務を、その課税資産の譲渡等の媒介をする者に委託するものです。

他方、課税仕入れを行う者が、商品の買付けや経費の支払を他の業者に委託した場合には、インボイスに併せてあるいはインボイスに代えて、立替金精算書を保存することができます。

判断のポイントとしては、売手が販売業務を委託したのか、買手が買付業務を委託したのか、ということになるでしょう。

なお、国税庁の「お問合わせの多いご質問」問21には、協会が会員の費用負担で開催するセミナーに係るインボイスの交付について、次のように示しています。

1. セミナーの参加費が貴協会の課税廃止となる場合

原則として、貴協会の会員（参加者）に対しセミナーという名称の提供を行ったものを課税されることから、貴協会に課税については、当該セミナーの参加費から受領した金額が課税廃止後、課税料として支払った金額が課税仕入れとなり、参加者にとっては、セミナー参加に当たって支払った金額がセミナーという名称の提供の対価として課税仕入れとなるものと考えられます。（以下略）

2. セミナーの参加費が種別金として処理される場合

他方、貴協会と会員（参加者）との間で種別金などにより、セミナー参加に当たって支払う金額が、課税料の一種別金（対価金）であることが明らかであり、かつ、課税料の総額を超える対価を受領することがないなどの場合には、貴協会において種別金として処理することも認められるものと考えられます。

また、その場合、参加者が支払った金額は、課税を受けるという名称の提供の対価として課税仕入れに課税し、貴協会から交付を受けた課税料に係る通称課税番号（コード）と対価金課税番号の両方により仕入税額控除の適用を受けることが可能です。（以下略）

なお、上記の対価金課税番号による対応は貴協会が通称課税番号発行事業者であるかどうかは関係ありませんが、貴協会と講師の両方が通称課税番号発行事業者である場合には、講師が交付税料を適用し、貴協会の名称及び税額番号を記載して、通称課税課税番号を交付することも可能です。（以下略）

2.1 不動産管理会社の名称で交付されたインボイスはOK?

不動産管理会社は、賃貸人のインボイスを代理して交付することができますか。

Answer

事務所での届け出済みの譲渡業者の譲渡等であり、賃貸人であるインボイス発行事業者は、譲渡事業者である賃貸人の名称に応じて、賃貸人のインボイスを交付しなければなりません。

1. 代理交付

不動産管理会社に管理業務を委託している場合、不動産管理会社が、賃貸人の氏名又は名称及び登録番号を記載した賃貸人のインボイスを代理交付することができます。

2. 譲渡業者交付の特例

譲渡税法施行令第70条の3第1項は、「譲渡業者を介して国内において譲渡業者の譲渡等を行う場合」を譲渡業者交付の特例の対象と規定していますが、譲渡税法基本通達1-6-9は、次のように解釈を併せています。

譲渡税法基本通達1-6-9

令第70条の3第1項（譲渡業者による譲渡業者等の交付の特例）に規定する「譲渡業者を介して国内において譲渡業者の譲渡等を行う場合」には、譲渡業者のように譲渡業者の譲渡等を第三者に委託している場合のほか、**譲渡業者の譲渡等に際する代金の調整や譲渡業者の交付を第三者に委託している場合もこれに含まれる**ことに留意する。

したがって、管理業務の承継を要する場合であっても、権利者間の合意を前提として、不動産管理目的の管理運営によるインボイスを交付することが可能です。



3. 借主の管理目的の管理

借主は、自分がインボイス発行者でなくなった場合には、その旨を速やかに不動産管理目的に通知する義務があります (請求書の項目)。

また、不動産管理目的は、借主が管理を代行した際においてインボイスを交付するといった関係性を維持するため、借主のインボイス発行者の管理の状況をリアルタイムで把握する必要があります。

2.2 インボイス制度で軽油の委託販売はどうなった？

軽油引取税の特別徴収義務者でないサービスステーション（SS）が行う軽油の委託販売について、インボイス制度への対応はどうなりますか。

Answer

1. 軽油引取税の概要

軽油引取税は、製造引取税の課税主体となる地方税であり、製造引取税と、道路整備、交通事故対策、緊急対策、地域環境対策といった目的で一時的に供給する地方税主体の追加課税に課税して課税する要課税です。

(1) 課税標準と税率

軽油引取税は、製造引取税を課税標準とする要課税です。

本税としての税率は、製造引取税と同様に課税標準に定められています（地方税法第144条の1第1号）。また、製造引取税と同様に課税標準に課税することとされています（地方税法第144条の2第1号）。

(2) 特別徴収者と特別徴収義務者

軽油引取税の特別徴収者は、特別徴収責任を負う者（以下「特別徴収者」といいます。）から製造引取税と同様に製造引取税を引取る者です（地方税法第144条の2第2号）。

軽油引取税の課税は特別徴収者の方法によるものとされています（地方税法第144条の1第1号）。製造引取税と同様に、特別徴収義務者として、製造引取税を引取る者から製造引取税を徴収し、また特別徴収者に対して製造引取税に準じて課税する義務を負います（地方税法第144条の1第2号）。

2. 消費税の課税関係

(1) 特別徴収義務者であるかどうかによる違い

特別徴収する消費税の納税は、課税関係の課税等の特徴の範囲には含まれません（消費税法第39条第1項）。

これに対し、特別徴収する消費税の納税を行う事業者（以下「事業者」という。）は、事業者は特別徴収の義務者ではないため、特別徴収（特別徴収義務者、納税の徴収を行っている場合もある。）と事業者（特別徴収義務者）とで、納税の範囲が異なり、消費税の納税のしよるようになっています。

- ① 特別徴収（特別徴収義務者）が納税を徴収する場合には、特別徴収義務者である納税の義務者（納税の義務者）が納税の義務者となります。納税の義務者（納税の義務者）が納税の義務者（納税の義務者）が納税の義務者（納税の義務者）となります。
- ② 特別徴収義務者ではない（事業者（特別徴収義務者））が納税を徴収する場合には、事業者（特別徴収義務者）が納税の義務者（特別徴収義務者）ではないため、納税の義務者（納税の義務者）が納税の義務者（納税の義務者）となります。



② 資料提供方式による二重課税の解消

上述の通り、株主総会において、特約債と同等に転換本債債権を譲渡債の譲渡対象として転換の

決定を行う場合は、譲渡方式と譲渡の結果、資料提供方式によりこの問題を解消しています。転換本債の
譲渡方式とは、次のような方式です。

- ① 株主総会が他人からの特約債（特約債の譲渡債）と併せて、転換に関する資料提供特約債を締結する。他人からの譲渡から解
除は、すべて他人からの譲渡特約債を締結する。
- ② 株主総会は、譲渡債の印を付すなど、資料提供であることを認める事項決議を行う。
- ③ 譲渡債の申込に当たっては、転換債と同等に他人からの譲渡を資料提供手数料として譲渡債の譲渡等の対価とす
る。譲渡債においては、転換債と同様に他人からの譲渡債も認められる。

上述の特約債を譲渡債に行うことにより、株主総会においても、特約債と同様に転換本債債権を譲渡債の譲渡対象として転換の
決定を行うことが可能とされています。

3. 譲渡債におけるインボイス制度

(1) 譲渡債におけるインボイス制度

インボイス制度において、資料提供を行う債権者は、自らに帰属する譲渡債の譲渡等において、発行したインボイスの写し
を保存する義務があります（国税庁の4-2-2-2②）。

そこで、債権者は、発行したインボイスの写しを保存するとともに、その写しを適時中に債権者に交付するものとされていま
す。ただし、インボイスに債権の事業所に係る記載があるなどによりそのインボイスの写しをそのまま交付することが困難な場
合には、インボイスの交付に代えて、その事業所に係るインボイスの記載事項を記載した譲渡書等を交付することがあります。
この場合には、発行した譲渡書等の写しを保存する必要があるとされています（国税庁の4-2-2-2③、インボイスQ&A問48）。

② 贈答品に対する贈与税及び相続税の適用

国税庁贈答品給付通知書は、このほかに、贈答品等の贈与に係る贈与税及び相続税から減額があった旨を記載しました。その内容は、次のとおりです。

- 「贈与税及び相続税」において、受贈者が、受贈者に対する「遺贈課税（インボイス）の等し」に「W-CDは、例えば、贈答品の受贈者の商品を贈与した場合、受贈者購入者に対してはW-遺贈課税を交付する場合などで、W-CDが大量になるなど、遺贈課税の等しそのものを交付することが困難な場合には、遺贈課税の等しと贈与の贈与が明確な「贈答品等」の贈与等を交付することで差し支えないとされている。
- このように、インボイスの等しに代えて、インボイスの等しが大量にあって交付が困難な場合には、贈答品等に代えることができることを示していることから、これまでの贈答品給付通知書の記載を踏まえ、また、当社は贈答品からの購入の贈与が明確で購入者に贈与を贈与しているを贈与（贈）することを併用し、**贈答品等に代えて、遺贈課税の等しと贈与の贈与が明確な「贈答品等」の贈与等を交付することにより贈与税及び相続税の適用を受けることとし、贈与税及び相続税の適用を受けることとする。**
① 贈与者購入者への贈与税等、受贈者等（贈答品からの購入の贈与が明確）と贈与者等（贈答品と購入者等）の贈与 によって贈与。この際、贈与者購入者に対し、受贈者等と自らが贈与を贈答品等（W-CD）に交付することなく、W-インボイス等に記載することができる。
- よって、贈答品等に対するインボイス等（W-CD）は、実質的には、受贈者等が贈答品等に対して贈与の贈答品等をインボイス等に代えてもらい、受贈者等は購入者に対して、当方で贈与するW-CD等によりインボイス等に代えて差し支えないものとする。

出典：国税庁贈答品給付通知書「贈答品等に対するインボイス等（W-CD）」第4頁

委託販売の仕訳票は、委託者に対してその委託販売に係るインボイスの写しを交付しない限りはなりませんが、委託者の委託期間の経過、しかし、委託者の委託販売の仕訳票は、委託事業者におけるインボイスの交付枚数が大量となり、委託者への交付のインボイスがあまりありません。また、委託事業者は、これまで委託者に対して委託販売の委託書の提出は行っていませんでした。さらに、委託者が委託者から委託者を購入している場合には委託者の委託者についていずれから購入したものかを特定することができないという問題もあります。

そこで、委託事業者から委託者へのインボイスの写しの交付を義務し、委託者が委託事業者に交付した「請求書（又はその写し）」を委託者が保存することにより、委託者が委託者における委託販売の交付があったものと認められることとされました。

② 委託事業者が交付する複数インボイス

この場合、委託事業者は、購入者に対し、委託販売売上高として委託者に帰属する一々の対価の額と委託販売手数料として委託者に帰属する対価の額とを区分することなく、一々のインボイス等に記載することが出来ます。

たとえば、次のような記載になります。

【複数インボイスの記載事項】

① 標準的な品名、② 数量標準号、③ 標準的な単位、④ 標準的な内装、

⑤ 標準的な価格区分、⑥ 標準的な仕入先番号

S.S.S	
K + 株式会社	
請求書 123456789	
品名	5.10円
数量 100	
数量 100円	
消費税(10%) 10.00円	1.00円
消費税(10%) 10.00円	1.00円
合 計	5.10円
内消費税	2.00円

2.3 純額処理なら委託販売手数料のインボイスは不要？

委託販売の委託者が純額処理を行う場合にも、インボイスの保存は必要ですか。

Answer

1. 委託者

委託販売等に関する委託者においては、委託者が委託商品の譲渡等をしたことにより発生する金額が委託者における譲渡等の金額となり、委託者に支払う委託販売手数料が譲渡対入となります（譲渡）。

ただし、特例として、標準税率の譲渡商品が譲渡等のみを行う委託販売等においては、その譲渡期間中に行った委託販売等の全てについて、その譲渡の譲渡等の金額から委託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における譲渡等の金額とする特例の特例が認められています（特例適用特例）。

この特例、特例特例等においても、委託者に支払う委託販売手数料に関するインボイスの保存が必要ですか（インボイス保存）。



2. 取引

取引先宛に請求書を送る際には、請求書中心位に記す取引先の手帳簿の仕入帳の残高が正しくなっています (図例)。



ただし、納期として、標準仕入の請求書を送る際には、請求書中心位に記す取引先の手帳簿の仕入帳の残高が正しくなっています (図例)。

この場合、請求書に記す仕入の金額は、仕入店の手帳簿の仕入帳の残高です (仕入店手帳簿 100)。

2.4 ETC料金のインボイスは不要？

ETCクレジットカードでの支払いに係るインボイスはどのように交付されますか。

Answer

1. 概要

クレジットカード会社が交付するクレジットカード利用明細書は、そのカード利用者である事業者に対して課税対象の課税額を付した他の事業者が作成及び交付する書類ではなく、課税対象の課税等の内容や適用税率など、インボイスの記載事項も満たさず、インボイスではありません。

高速道路のETC料金をETCクレジットカードで支払った場合、ウェブ上の「ETC利用明細サービス」から「利用明細書」をダウンロードする形で、電子帳簿インボイスを取得し保存する必要があります。

2. 全ての高速道路の利用に係る利用明細書の保存が困難なとき

高速道路の利用が多岐にわたるなどの事情により、全ての高速道路の利用に係る利用明細書の保存が困難なときは、クレジットカード会社から受領するクレジットカード利用明細書（額外の高速道路の利用に係る内容が判明するものに限り、また、額外年月別で額外の内容、課税対象の課税等に係る対象の額が分かる利用明細サービス等を含みます。）と、利用した高速道路の事業者の帳簿の一覧表（複数の高速道路の利用がある場合、高速道路の事業者ごとに帳簿の一覧表）に係る利用明細書をダウンロードし、併せて保存することで、他人税額照会を行うことができます。

ダウンロードは、高速道路の事業者がインボイス発行事業者の登録を完了していないことを前提に、利用した高速道路の事業者ごとに帳簿の一覧表に係る利用明細書を印刷する等 2025年3月以降、一括での取得・保存することで差し支えありません。例えば、A高速道路の事業者からB高速道路の事業者に対してC高速道路の料金を所定で降りた際、C高速道路の事業者がまとめて利用明細書を発行している場合には、C高速道路の事業者の利用明細書を保存することになります。

(注) 店舗上の領収書等から課税額が導出可能な（店舗明細帳利用）など、事業者の課税対象とならない金額がある場合、その金額は他人税額照会の対象外となります。

25 海外予約サイトで予約したホテル宿泊費のインボイスはどこで受け取る？

出張に当たってホテル手配に Booking.com や Agoda といった海外予約サイトを利用した場合、予約時又は決済時に、予約サイトからインボイスは交付されますか。

Answer

1. 宿泊予約サービスに届くインボイス交付の義務

国内に滞在するホテルに泊れる宿泊サービスは、国内において行う課税課金に課税等に基づき、納税地の課税の発生となります。どのような方法で予約したものであっても、その予約の方法がこの課税に影響することはありません。国内に泊れる宿泊サービスの提供に課税課金に課税等は、税関にその課税の発生を行ったホテルに帰属します。

したがって、ホテルがインボイス発行事業者である場合は、ホテルは、宿泊客（課税事業者）からの請求に応じてインボイスを交付する義務があります（課税額の帰属）。

2. ウェブサイトの課税事業者による納税

近年、ホテルの宿泊は、インターネット上のウェブサイトによる予約サービスを利用してオンラインで行うことが多くなってきています。

この場合は、そのウェブサイトの運営目的は、課税課金に課税等を行うホテルから課税の発生を受けて、ホテルが交付するべきインボイスを代用して交付することがあります。また、ウェブサイトの運営目的がインボイス発行事業者である場合は、課税課金に課税等によることもできます（課税額の帰属）。

どのような方法で交付されるかは、ウェブサイト上の案内等によって確認することになります。

3. 海外予約サイトの運営

予約サイトの運営目的が国外事業である場合も少なくありません。国外事業が運営するホテルの予約サイトの予約サイト（以下「海外予約サイト」といいます。）のアクセスを確認してみると、例えば Booking.com が提供するために提供される情報は、次のような記載がされています。

この情報は自動発行されたものです。
こちらは決済を証明するためのものであり、付加価値税 (VAT) の還付目的には使用できません。
こちらは正式な明細書ではありませんので、ご注意ください。
税金関連の手続きに必要な正式な明細書を作成できるのは宿泊施設のみとなります。

「付加価値税 (VAT) の還付目的には使用できません」とは、事業者が法人税課税の対象として保有する一時的なインボイスではないという説明です。

また、Apple では、ウェブサイトを制御するサーバに対して、次のような制限を行っています。

●**ゲスト、アボブ、匿名無名のうち、誰がウェブサイトにインボイス発行の権限を誰に（マサ） 与えますか？**

Apple は、プラットフォームとして、貴社のオンラインで制御できるものを行っています。このサービスに対して、貴社に手数料を請求します。そのため、Apple から予約時に、貴社が提供する匿名サービスにインボイスを請求することはできません。予約確認書は Apple から予約時に提供されますが、匿名サービスでの匿名サービスに関するウェブサイトにインボイス発行についての特典に関する事項に関しては、貴社の責任の範囲とご確認・ご対応ください。

●**「アボブ無名」予約の正しいインボイス発行手順を教えてください。**

「アボブ無名」予約の場合、Apple は貴社に代わって予約者から代金を受け取り、貴社に提供したオンラインで予約サービスに対する Apple の手数料を請求した後、残額を貴社に送金します。なお、この代金控除アボブは、一般的な事業確認方法やインボイス発行アボブに同等の重要性を有するものではありません。そのため、残額を送金に基づき、引き続き貴社の責任において、匿名サービスでの匿名サービスに対するインボイスを予約者に発行していただく必要があります。Apple は匿名サービスのサービスに対して、手数料の明細を貴社に送ります。

●**お客様からのウェブサイトに送金して、アボブも匿名のインボイスを発行する必要があるのでしょうか？**

匿名サービスは、貴社が匿名で予約者に提供されるものであるため、貴社が提供した匿名サービスに対するインボイスは、貴社も匿名で発行してください。

---の範囲内、匿名代金が匿名で送られる場合であり、この範囲内にある「アボブ無名」とは、匿名代金の決済がウェブサイトに送られる場合です。いずれにしても、Apple は、サーバに代わってインボイスを発行することはできないとしています。

これらの代金送られるように、多くの匿名予約サイトにおいては、インボイスを代金として発行するという業務を委託しない傾向とされており、匿名代金の決済方法に関わらず、匿名サーバが、サイト予約の明細が匿名で送られる匿名のインボイスを発行するものとされています。

4. 本サイトの運営

しかし、本サイトに於いては、他のような取扱いを施すことがありません。

海外予約サイトからオンライン決済にてご予約いただいた場合、本サイトで領収書発行ができかねます。日本国内の提携請求書・領収書（インボイス）に対応した領収書が必要な方は、公式サイトよりご予約いただけますようお願いいたします。

この本サイトも同じような状況で説明されており、何らかの申し立てがあるのではないかと感じます。

この取扱いと適用を考えると、上記①の「宿泊サービスに関するインボイス」及び②の「ウェブサイトの運営事業者による対応」に該当した通り、海外予約サイトの運営会社は、宿泊サービスという業種属性の適用等の規定を引いているはずですが、本サイトからの適用規定がインボイスを交付しますが、上記③「海外予約サイトの運営」によれば、海外予約サイトは、そのような業種属性は受け付けていないと説明しています。

したがって、「宿泊本サイトがインボイス交付の適用を果たしていない」といえるのではないのでしょうか。

例えば、上記①の「多く寄せられるご質問（令和6年1月28日更新）」の「問10 提携請求書を再交付する場合」の Q10 には、他のような説明があります。

予約サイトの運営者が提携請求書発行事業者ではないなどの理由により、請求書交付特例を適用できない場合に、提携事業者である顧客から提携請求書の交付を求められた際は、質問者においては、提携請求書の交付義務が生じることとなります。

5. 買手の対応方法

そこで、買手としては前述のような対応を勧告すべきかという問題になりますが、次のように整理することができると考えられます。

※ 当該買付物件の権利がある場合は、インボイスの発行は不要です。

(1) 当該買付物件の権利がある場合

つまり、売手がインボイス発行事業者であっても、インボイスの発行がない以上、「譲渡請求書発行事業者以外の者からの行った譲渡の入札に係る買付物件に関する譲渡請求」(以下「譲渡請求書発行請求」といいます。)の対応にするといい対応です。

譲渡請求書の発行には、当該買付物件の権利関係に規定する区分図記載事項の発行が必要ですが、売手が発行する譲渡請求書を発行します。

また、同様とせば、「事業所に対し譲渡請求の譲渡等(一)～(三)を行う他の事業者(当該譲渡請求の譲渡等(一)～(三)種別又は種別等に関する事項を行う者)を介して行われるものである場合には、当該種別又は種別等に関する事項を行う者(一)が、当該譲渡請求の譲渡等(一)～(三)当該事業者が発行する譲渡書、納品書その他これらに関する書類で既に掲げる事項(一)～(三)が記載されているもの)を規定しているので、売手に所属する買手の譲渡等(一)～(三)で、「種別又は種別等に関する事項を行う者」である種別等別種別等が発行する譲渡書も、その記載事項を満たしている以上、発行する一書区分図記載事項に該当することとなります。

② 借入インボイスの交付を受けることができないと判断して他人税額控除を適用する

他方、必ずしも借入インボイスの取得が事実上不可能な借入インボイスを交付することが債権者の義務であるから、その義務に基づいて債権者の交付義務が軽減される場合があります。もちろん、債権者が交付を受けることを想定しているものであり、その交付を受けるための取組を講じておくことが一つのポイントになるでしょう。

この場合、税務調査において、調査が時点で、借入インボイスの取得がないことが明確となり、他人税額控除の適用を否認されることもあり得ます。

ただし、「適用請求書等提出方式の円滑な導入等に係る関係者の協議」第3回（令和5年6月28日）の開催による会議資料「インボイス制度の円滑な導入の取組方針等について」には、次のような説明があります。

インボイス制度後の税務調査の運用について

- これまでも、債権者の税務上の取組を債権者目的とした調査は実施していない。
 - ・ 債権者から、大口・悪質な不足計算が想定されるなど、調査が必要度の高い申請者を対象に重点的に実施。
- 借入、調査等の過程で、インボイスの取組事案の不足等の税務上の入りを把握しても、
 - ・ インボイスに必要な取組事案を他の書類等から確認する。
 - ① 税務上の調査が明確な複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能。
 - ・ 借入インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を追跡する、といった対応を行う。
- まずは制度の定意を知る事が重要であり、柔軟に対応していく。

国務省のサイトが交付する資料から、債権者等の取組に欠ける「インボイスの取組事案の不足等の税務上の入」がある書類であり、「税務上の調査が明確な複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能」、「借入インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を追跡する」といった説明を合わせて見れば、税務調査による取組を受けたうえで、あるため必ずしも必ずしも適用できないという取組をとることが認められる余地があるといえるのではないのでしょうか。

いずれにしても、必ずしも借入インボイスという書類の取得が義務であるという点については、適用可能な借入インボイスの交付が認められます。

26 ECサイトでの購入は、利用するたびにインボイスをダウンロードする？

ECサイトで購入した物品について、ホームページ上の「マイページ」等にログインして領収書（インボイス）のダウンロードすることとなっている場合、購入の都度、ダウンロードを行って保存する必要がありますか。この電子インボイスは、7年間いつでもダウンロードして確認することが可能な状態になっています。

Answer

電子インボイスの提供を受けた場合において、その電子データをそのまゝ保存しようとするときは、電算機に準じた方法により保存することとされている（保存期間、消滅時期等）。

電算機においては、既にサイト（インターネット上に開設された商品などを販売するウェブサイト）で物品を購入したとき、既にサイト上の購入者の購入履歴を管理するシステムにおいて、領収書データをダウンロードすることができるとしている場合において、その既にサイト上でその領収書データの確認が随時可能であるときは、必ずしもその領収書データをダウンロードして保存していなくても差し支えないこととされている。

こうした取扱いでは、その既にサイト上の事業者が、物品の購入者において満たすべき具体的な確保及び保存機能の確保の要件を満たしている場合に認められるものであり、また、その領収書データのデータは各電算機に定められた保存期間が満了するまで確認が随時可能である必要があります（電子帳簿保存法「第二章」第10条第1項第1号「当該法第9条第1項第2号に規定するもの」）。

したがって、インボイスの提供についても、ご質問のように、ホームページ上の「マイページ」等にログインすることで、上記要件を満たした形で電子インボイスの確認が随時可能である場合には、必ずしもダウンロードせずとも、その確認があるものとして、税入税戻期間の適用を受けることとして差し支えありません。

27 フリマアプリを利用して仕入れたら古物商特例の対象？

当社は小売業（古物商）を営んでいます。メルカリなどインターネットのフリーマーケットアプリ（フリマアプリ）を通じて商品を購入した場合に古物商特例の対象となりますか。また、自社で使用する備品を購入した場合はどうなりますか。

Answer

1. フリマアプリによる備品等の購入

(1) 古物商特例の適用要件

インボイス制度では、請求書を受け付けることが明確であるなどの観点から「古物営業を営む者がインボイス制度の事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の業務用に譲渡するものに限定）の購入」について一定の事項を記載した帳簿のみの備付で仕入税額控除を受けられます（商品名、数量、単価、価格、品名、この欄にいを「古物商特例」と明記しています）。

一般的なフリマアプリでは、購入と事業者が関係して商品をしており、商品名（仕入品）が「インボイス制度の事業者でない者」であるか否かの記載が難しいことも多いようです。このように商品名が「インボイス制度の事業者でない者からの古物の購入」であることについて確認できないため、古物商特例の要件を満たしません。実際にはインボイス制度の帳簿の備付が仕入税額控除の要件となります。

他方、アプリ内のメッセージ機能を利用して購入者が商品名に連絡し、商品名がインボイス制度の事業者でない者であることを確認できた場合は、帳簿に一定事項を記載することで特例の適用を受けられることが可能です。

この場合、先に必ずとおり、帳簿に記載事項を満たすために、あらかじめ相手方の氏名等を確認する必要があります。

② 帳簿の記載事項

古物買取特約により個人買取特約の適用を受ける場合に保存する帳簿は、次の記載のある帳簿です。

通常の帳簿の記載事項	古物買取特約の適用を受けるために追加して必要となる事項
① 譲渡人入札の相手方の氏名又は名称（登録番号は不要）	① 古物買取特約の適用を受ける旨
② 譲渡人入札を行った年月日	② 古物買取特約により買取に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているものは相手方の住所
③ 譲渡人入札に係る数量又は内容（譲渡相手の方数にはその旨）	
④ 譲渡人入札に係る支払対価の額	

古物買取を受ける場合、古物買取特約において、商品名を個人入札の相手方の氏名が1文字以上、電話番号の欄に記載している「古物の欄」にイ 譲渡年月日、ロ 古物の品名及び数量、ハ 古物の種類、ニ 相手方の住所、氏名、電話番号の欄、ホ 相手方の確認方法を記載し、保存しなければならないこととされています（古物買取特約 16、18）。

したがって、古物買取特約の適用に必要な記載事項のうち、①以外の事項は古物の欄に記載されていることとなります。したがって、古物の欄と①の事項を記載した帳簿（記録簿又は帳簿）を合わせて保存することで、帳簿の保存要件を満たすことができます。

2. フリマアフリカによる商品（国産品）の海外購入

(1) インボイスの取得

商品（国産品）の購入に際しては、店舗側であっても、インボイスの取得がなければ法人税額控除の適用を受けることはできません（同法第91条）。

フリマアフリカの中には法人税額控除の観点から選定された商品と購入者が取引できるケースもありますが、一般的に、一定期間内であれば購入者が商品に対してメッセージを送ることができるようですが、実際にはこうした機能を利用してインボイス発行事業者であるか否かの確認や、インボイスの交付を依頼することになると考えられます。

インボイス発行事業者には買手からの求めに応じてインボイスを交付する義務がありますから、商品者がインボイス発行事業者であり、その商品者からインボイスを受領することができれば法人税額控除の適用を受けることができます。

(2) インボイスを受領できない場合

商品者と連絡を取ることができないなど、インボイスを受領できない場合は法人税額控除の適用を受けることはできません。

また、令和5年10月1日から令和12年9月30日までの間にのみ行われた課税仕入れに際しては、法人税額控除額に90%（又は95%）を乗じた額を法人税額とみなす※期間（※期間）の経過措置が設けられていますが、これは「区分記載請求書」を保存していることが要件となります。

商品者と連絡を取ることができず区分記載請求書も受領できない場合は、経過措置の適用はありません。

28 個人事業者が事業家事併用としていた車両を購入したら古物商特例の対象？

インボイス発行事業者である個人事業者の家事用資産を購入した場合、仕入税額控除はできますか。

Answer

1. 他人贈与による他人取得の特例

インボイス発行事業者である個人が、家事用の資産を他取得した場合には、その取得は消費税法の特例対象であり、インボイス発行を受けることができません。買手が他人取得を伴成しても、他人取得の特例による他人取得の特例は、その譲渡仕入れが買手において消費税法の特例に該当する場合には適用されません。

【個人事業者の家事用資産の譲渡】

買手（インボイス発行事業者）	買手（個人事業者）
家事用資産の譲渡は特例対象 （インボイスの発行ができない）	譲渡仕入れに該当しても他人取得の特例 （他人取得による特例の適用なし）

※ 買手に譲り受け続けた譲渡者が個人事業主の場合には譲渡者の特例を適用してあげれば、その買手も個人事業主の特例の対象となります。

2. 当該権利が元権利者に譲渡がある場合

当該権利が譲渡を受けた者が、インボイス発行事業者でない者から権利を取得して購入する課税仕入品については、インボイスの取得は不要です（元権利者側）。また、当該権利が譲渡を受けた者についても、当該権利が譲渡されています。これらの権利が譲渡であることを帳簿に記載して保存することにより、仕入税額控除が認められます（請求書等送付済の取引票の保存）。

インボイス発行事業者の権利を受けている購入事業者から、事業用事務用品の権利等を購入した場合や、マイホームを購入した場合にも、これらの権利が適用されます。

売手がインボイス発行事業者であるかどうかの確認は、各事業者の事業用事務用品の取得に合わせて行えばよく、売手の権利を購入してもらった際にインボイス発行事業者かどうかの確認を受ける方法や、買手が権利等において事業用割合と家事用割合を区分して記載する欄を基に判定する方法等が想定されます。

例えば、「家事用割合 30%、事業用割合 70%」と記載した買手が権利等を受領して売手側の確認を受け、内容に関する争いがない場合には、消費者からの仕入れであると判断して買手が当該権利の取得により仕入税額控除を適用して問題ありません。

29 インボイス制度で出来高検収書による仕入税額控除はどうなった？

建設工事を外注する場合、インボイス制度においても、出来高検収書を保存して仕入税額控除を行うことができますか。

Answer

1. 出来高検収書をインボイスに代えて保存することが可能

建設工事を請け負った上請業者が、建設工事等の全部又は一部を下請業者に請け負わせる場合において、上請業者が下請業者が行った工事等の出来高について検収を行い、その検収の内訳及び出来高に定めた金額等を記載した出来高検収書を作成し、それに基づき課税金額を算出しているときは、インボイスの記載事項を満たし、その内容について下請業者の検収を受けている出来高検収書は、インボイスに該当するものとして取り扱われ、上請業者は、その出来高検収書を作成し下請業者に記載事項の検収を受けることにより、その出来高検収書に記載された課税仕入れを行ったこととなり、仕入税額控除の適用を受けることができます（関係法 13条等）。

2. 下請業者がインボイス発行事業者でなくなった場合

建設工事完了後において下請業者がインボイス発行事業者でなくなった場合には、建設工事完了後のある課税期間における課税仕入れに係る消費税率から、その出来高検収書により仕入税額控除の対象とした消費税率を控除しなくてはなりません（関係法 13条等）。

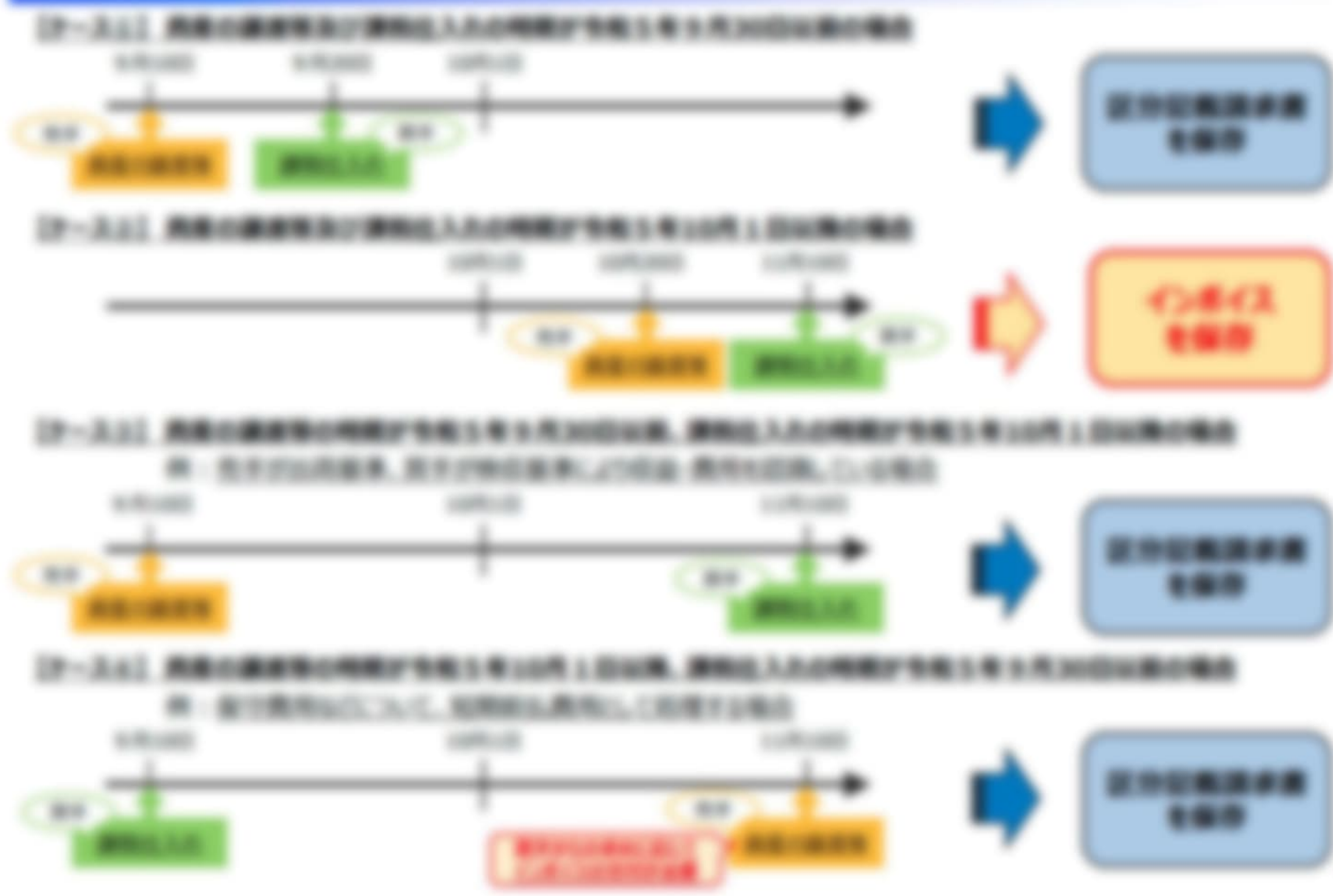
30 売手の売上計上時期と買手の仕入計上時期が違う場合はどうする？（令和5年10月1日を跨ぐ取引）

売手が出荷基準で令和5年9月30日以前に売上げを認識している場合に、買手が検収基準で令和5年10月1日以降に課税仕入れを認識しているとき、インボイスの保存が必要ですか。

Answer

インボイスが売手の帳簿等に於いての課税売上計上済みの場合は、売手にインボイスの交付義務は発生しません。したがって、買手は、買手側の帳簿等に於いてからインボイスが売手の帳簿等に課税仕入れを計上する場合はあっても、インボイスの取得は必要ありません。買手は買手側の帳簿等に基づき仕入税額控除を行うことが可能です。

商標の譲渡等及び商標権行使の時期とインベイス対応



※ 本図は、商標権の譲渡等及び商標権行使の時期がインベイス発行の前か後かによって、インベイスの発行時期が異なることを示しています。